

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月までの期間及び 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 38 年 4 月まで  
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで

申立期間①について、私の夫は、昭和 36 年 9 月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。当時、<sup>はしけ</sup> 孵 内で夫婦共に生活していたので、便宜的に会社の所在地を住所とし、会社から毎月給与が支給される都度、会社の経理担当者に夫婦の保険料相当額の現金を預け、国民年金保険料の納付を依頼していた。

また、申立期間②について、私の夫が昭和 48 年 10 月に会社を辞め、別の区へ転居して自営業を始めたことを契機に夫婦の国民年金の加入手続を区役所で行った。申立期間②の国民年金保険料については、私が集金人又は納付書により納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料を、申立期間①及び②を除き、ほぼ完納している上、申立人の夫も国民年金加入期間の国民年金保険料を完納していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、<sup>はしけ</sup> 孵 住まいを始めた直後に、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 37 年 11 月に夫婦連番で払い出され、同年 4 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①のうち、国民年金の資格を取得した 37 年 4 月から、申立人の夫が厚生年金保険に加入する前の 38 年 4 月まで、夫婦二人

分の保険料を納付していたものと考えることが自然である。

また、申立人の夫は、年金手帳及び領収書等も見かけたことはないとしているが、当時は印紙検認制度が採られていたことから、会社の担当者が国民年金手帳を預かって納付を行っていたものと考えられ、申立内容に特段不合理な点は認められない。

3 申立期間②については6か月と短期間である。

また、申立人の夫は、転居後に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立人が集金人又は納付書により国民年金保険料を納付していたと述べているところ、当該区役所において新たに夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていること、及び申立人が居住していた地域における申立期間②当時の保険料の納付方法は、集金人制度と納付書制度が併存していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったのは昭和50年2月であったものと推認され、その時点で、申立期間②は過年度納付が可能であった。

4 一方、申立期間①のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間について、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は同年11月に払い出されていることが推認できるところ、オンライン記録によると、当該期間は、申立人及びその夫とも国民年金未加入期間とされており、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその夫は、過年度納付等により当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和37年4月から38年4月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

私は、私の母親が、国民年金の加入手続を行い、集金人又は口座振替により国民年金保険料を納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

特に、平成 3 年 4 月分以降については、私の母親が、「自分の国民年金保険料納付済期間が 25 年を超えたら、今度はあなたの分を払う。」とよく言っていたことから、未納とされているとは考え難い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に關与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に他界している上、申立人の父親は保険料の納付について具体的な記憶が無いことから、申立人の申立期間における保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立人の母親の国民年金保険料が納付済みとされている期間（昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで）について、申立人の母親は申立人の保険料を納付していなかったかもしれないと述べている上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中である昭和 62 年 4 月から申立期間後の平成 5 年 4 月まで、所在不明として取り扱われていたことが確認できることから判断すると、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は 84 か月と比較的長期間である上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。